

「個別の教育支援計画」 の作成と活用

支援が必要なすべての子どもたちの
「健やかな成長」のために

岩手県教育委員会

はじめに

平成19年4月1日に「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、小学校、中学校等においても特別支援教育を推進するための規定が位置づけられ、支援の必要な児童生徒への教育の一層の充実が図られることになりました。

また、平成20年度に改訂された学習指導要領では、支援の必要な児童生徒に対して、幼稚園及び小学校、中学校等において、必要に応じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することが求められています。

「個別の教育支援計画」は、支援の必要な児童生徒一人一人のニーズを適切に把握し、支援目標を明確にして、学校や保護者、関係機関との共通理解を図り、連携しながら生涯をとおして一貫した支援を行っていくための道具（ツール）となるものです。

現在、小学校及び中学校等において「個別の指導計画」を作成しているところはありませんが、「個別の教育支援計画」の作成に取り組んでいる学校が少ないのが現状です。

「個別の教育支援計画」の作成にあたって関係諸機関との連絡や保護者の理解を得ることが難しいのも事実ですが、最初から立派なものを作る必要はありません。作成した「個別の教育支援計画」に基づいて支援を行ったり、関係機関や関係者と支援の必要な児童生徒について情報交換や協議を重ねたりしていく中で、「個別の教育支援計画」をよりよい一貫した支援のための道具としていくことが大切です。

本冊子の副題を「支援が必要な全ての子どもたちの健やかな成長のために」は、特別な支援を必要としている児童生徒にかかわる教職員一人一人が、理解を深め適切な指導・支援を行うため「個別の教育支援計画」が襷のようにつながることを願い表現したものです。

本書が小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の皆様、各方面の関係者の皆様等、多くの皆様にご一読いただき、特別支援教育の充実、発展に資することができれば幸いです。

平成24年8月

岩手県教育委員会事務局学校教育室
特別支援教育課長
佐々木 政 義

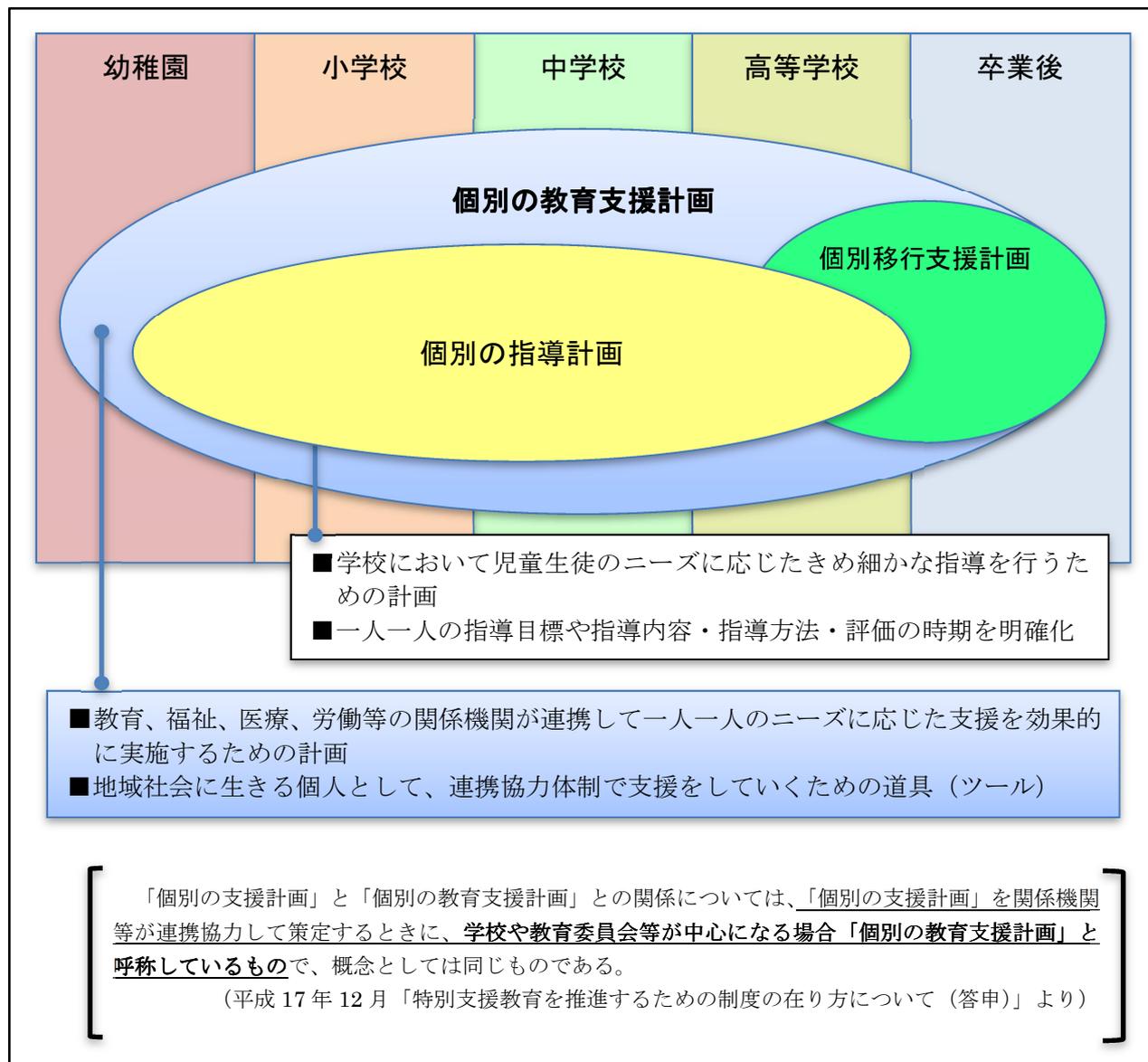
目次

「個別の教育支援計画」について	1
I 個別の教育支援計画の概要	2
1 「個別の教育支援計画」を作成する意義	2
2 「個別の教育支援計画」作成の対象	2
3 保護者の参画について	2
4 「個別の教育支援計画」の内容	3
5 「個別の教育支援計画」の作成	3
6 個人情報の保護	3
7 作成するにあたって	4
II 「個別の教育支援計画」Q & A	5
1 「個別の教育支援計画」の作成が求められてきた経緯は？	5
2 「個別の教育支援計画」の作成の目的は？	6
3 「個別の教育支援計画」作成の対象児童生徒は？	6
4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との関係は？	6
5 「個別の教育支援計画」と「就学支援ファイル」との関係は？	6
6 「個別の教育支援計画」作成の具体的手順は？	7
7 「個別の教育支援計画」の様式は？	7
8 子どもや保護者のニーズの把握の仕方は？	7
9 個人情報の取扱いについて？	8
10 「個別の教育支援計画」の保存期間は？	8
11 「個別の教育支援計画」の活用の仕方は？	8
12 校内研修を行うためには？	9
III 「個別の教育支援計画」様式例	10
様式例 A 個別の教育支援計画	11
様式例 B 個別の教育支援計画	15
様式例 C 個別の教育支援計画	17
IV 校内研修の参考例	21
1 P A T Hを用いた保護者との連携のための研修	22

2	「個別の教育支援計画」の基本内容についての理解に関する研修	25
V	参考資料	26
1	発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）	27
2	特別支援教育の推進について（通知）	32
VI	参考・引用文献	40

「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」等の概念図



「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、障がいのある幼児児童生徒など、特別な支援が必要な子どもたち（以下、「支援が必要な子ども」）一人一人のニーズを正確に把握して、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、支援が必要な子ども一人一人について作成した計画です。

I 個別の教育支援計画の概要

<本章の内容>

- 1 「個別の教育支援計画」を作成する意義
- 2 「個別の教育支援計画」作成の対象
- 3 保護者の参画について
- 4 「個別の教育支援計画」の内容
- 5 「個別の教育支援計画」の作成
- 6 個人情報の保護
- 7 作成するにあたって

1 「個別の教育支援計画」を作成する意義

「個別の教育支援計画」は、地域で生活する支援が必要な子ども一人一人を関係者や関係機関の連携のもとに、共通の支援目標を念頭に置いて、生涯にわたる一貫した支援を行うための道具（ツール）です。

「個別の教育支援計画」の作成をとおして、一貫して的確な教育的支援を充実させていくことが目的です。

2 「個別の教育支援計画」作成の対象

現在、特殊教育から特別支援教育への転換により、対象となる児童生徒の幅が広がりました。全ての教育の場において、支援が必要な子どもへの適切な支援を行うことが求められており、障がい等の診断の有無にかかわらず「個別の教育支援計画」作成の対象となります。

平成20年に改訂された学習指導要領では、幼稚園、小学校、中学校等においても、必要に応じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、その状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められています（特別支援学校では、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成が義務付けられています）。

3 保護者の参画について

保護者は、自分の子どもについての専門家であり、重要な支援者の一人です。そこで「個別の教育支援計画」の作成において、保護者の意向を反映させることはもちろんのこと、実施や評価、修正等において、お互いに協力し合い、支援をより実効性のあるものにしていくことが大切です。

同時に、関係機関と連携を図り、保護者に適切に情報提供をしたり、子どもと前向きに向き合えるように適切な支援を行ったりすることも必要です。

4 「個別の教育支援計画」の内容

「個別の教育支援計画」の主な内容は次のようになります。

内 容	説 明
ニーズ	子どもや保護者の願いに基づき、子どもが生活する中で障がい等があるために生じる制約や生活上の困難を克服し、自立を図り、豊かな生活を送るために、教育、福祉、医療、労働等の様々な分野からみたニーズのことです。
支援目標	子どもの実態とニーズを踏まえた、中・長期的な（3～6年を見据えた）視点で保護者や関係機関と協力して設定します。
支援の内容	子どもにかかわる教育、福祉、医療、労働等の関係機関による支援を具体的に記述したものです。関係機関や関係者の役割分担を明確にすることが大切です。
支援者・支援機関等	支援内容を担当する支援者や支援機関を具体的に記述します。その際、支援を行う担当者や連絡先を明示することが大切です。
評価・修正・引継	「個別の教育支援計画」に基づき、実施、評価を行い、計画の修正を行います。併せて、「個別の教育支援計画」を進級や進学時、卒業時に一貫した支援を行うための引き継ぎ資料として活用します。

5 「個別の教育支援計画」の作成

「個別の教育支援計画」の作成は、学校が中心となり、保護者参画のもと、必要な関係機関と密接なネットワークを作り、連絡・連携を取りながら作成することになります。また、必要に応じて関係機関・関係者が集まって支援会議を開催することがあります。

学校内での作成においては、担任の負担が大きくなるよう特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育校内委員会を適宜開催しながら作成することが大切です。また、地域の特別支援学校や特別支援教育エリアコーディネーターに助言を求めることも可能です。

6 個人情報の保護

「個別の教育支援計画」は、個人にかかわる情報が盛り込まれており、本人や保護者にとっては他の人に知られたくない情報もあります。

「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、収集した情報が漏洩しないよう責任をもって管理することが必要です。

また、他機関への「個別の教育支援計画」の提供については、あらかじめ提供内容・方法について、保護者に同意の有無を確認します。

7 作成するにあたって

支援が必要な子どもの育ちやより充実した生活の願いは、担任だけが頑張ってもうまくいきません。その子に関わる交流学級の担任、教科担任、保護者など、また、場合によっては、児童館、福祉施設など、学校以外の人や機関との連携が必要になってくることもあります。

その子の目標を達成するために、誰がどうやって支援するか、横の連携に視点を当てたものが「個別の教育支援計画」です。今できることから少しずつふくらませていきましょう。

また、「個別の教育支援計画」を作成するにあたっては、担当者だけでなく、校内の先生方の共通理解と協力を得て作成することが必要になることから、機会を捉えて「個別の教育支援計画」に関する研修を行うことが大切です。

本書では、「個別の教育支援計画」の概要及びQ&A、校内研修の参考例や様式例を掲載しています。「個別の教育支援計画」の全ての項目を埋めるのではなく、記述できるところから作成していくことが大切です。

II 「個別の教育支援計画」 Q & A

＜本章の内容＞

- 1 「個別の教育支援計画」の作成が求められてきた経緯は？
- 2 「個別の教育支援計画」の作成の目的は？
- 3 「個別の教育支援計画」作成の対象児童生徒は？
- 4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との関係は？
- 5 「個別の教育支援計画」と「就学支援ファイル」との関係は？
- 6 「個別の教育支援計画」作成の具体的手順は？
- 7 「個別の教育支援計画」の様式は？
- 8 子どもや保護者のニーズの把握の仕方は？
- 9 個人情報の取り扱いについて？
- 10 「個別の教育支援計画」の保存期間は？
- 11 「個別の教育支援計画」の活用の仕方は？
- 12 校内研修を行うためには？

1 「個別の教育支援計画」の作成が求められてきた経緯は？

平成 14 年 12 月に策定された「障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画」及び平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終答申）」において、障がいのある児童生徒に対して「個別の教育支援計画」を策定することが報告されました。

また、平成 17 年 4 月 1 日付け文部科学省通知において、小・中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒に対し「個別の教育支援計画」の作成について下の枠内のとおり明記され、教育機関が中心となり作成することになりました。

平成 20 年に改訂された学習指導要領においては、幼稚園及び小学校、中学校等においても必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成することが明記されました。

岩手県においては、平成 24 年度から平成 28 年度までの県民計画アクションプランに、小・中学校において、全ての支援を必要とする児童生徒に対して「個別の教育支援計画」を作成することになりました。

第 2 発達障害のある児童生徒等への支援について

- 1 学校における発達障害のある幼児児童生徒への支援
(省略)

③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(平成 17 年 4 月 1 日付け文部科学省通知「発達障害のある児童生徒等への支援について」)

2 「個別の教育支援計画」の作成の目的は？

将来の自立を見通し早期段階から効果的・計画的に支援を行うためには、障がいのある児童生徒にかかわる教育、保健、医療、福祉、労働機関等の役割を具体化する必要があります。これらを教育的な視点から作成したものが「個別の教育支援計画」で、関係機関との連携のもと障がいのある児童生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点から地域で充実した生活が送れるように支援していく計画です。

3 「個別の教育支援計画」作成の対象児童生徒は？

「個別の教育支援計画」の対象となる児童生徒は、基本的に以下の①～③となりますが、①～③に該当しない場合でも、特別な教育的支援が必要な児童生徒であると判断された場合は作成することが大切です。

- ① 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒（ADHD、高機能自閉症及びアスペルガー症候群、LD等）
- ② 特別支援学級（知的、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、弱視、病弱）に在籍する児童生徒
- ③ 特別支援学校に在籍する児童生徒

4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との関係は？

「個別の指導計画」は、学校の教育課程に沿って児童生徒の個別の目標やねらい及び期間を定めて設定した指導・支援の具体的な計画であり、「個別の教育支援計画」は教育を含めた関係機関が連携・協力し、地域で充実した生活が送れるようニーズに応じて支援していくための計画・道具（ツール）です。「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」に含まれた一部ということになります。

5 「個別の教育支援計画」と「就学支援ファイル」との関係は？

岩手県では、支援の必要な子どもの早期対応と就学までの望ましい支援を行うために、支援の必要な子どもの障がいの実態、支援にかかわる内容、方法、これまでの医療機関等での受診の記録等から構成されている就学支援ファイル（様式）を作成しました（「今後の就学指導のためのガイドライン」H21 岩手県教育委員会）。このファイルは、幼稚園・保育所段階から作成し、小学校、中学校、高等学校へと引き継ぎを行うことを想定しています。現在、就学支援ファイルと同じ機能をもった支援ファイルを作成している市町村や圏域があります。既に就学支援ファイルを作成し、活用している市町村、圏域についてはファイルの様式を用いて小・中学校段階における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」として作成し、ファイルに追加していくことも考えられます。

<就学支援ファイル作成市町村例>

宮古市：PASS（子どもの就学に向けての支援シート）

花巻市：みらい手帳

奥州市：おうしゅうサポートファイル「ぱれっと」

北上市：相談支援ファイル

6 「個別の教育支援計画」作成の具体的手順は？

「個別の教育支援計画」作成について具体的手順の例を紹介します。各学校においては、特別支援教育コーディネーターや関係職員等の協力体制の下に、保護者や関係機関との連携が図られるようにしていくことが大切です。

＜作成の手順例＞

- (1) 担任が保護者から情報を聞き取り（又は、各種個票を参考にする）、面談等で共通理解を図りながら、「個別の教育支援計画」（案）を作成する。
- (2) 「個別の教育支援計画」（案）を児童生徒の担当者間（担任、特別支援教育コーディネーター等）で検討し、保護者に提案する。
- (3) 保護者や本人の確認の署名捺印をもらい、ファイルして保管する。
- (4) 諸機関に要望したいことについて保護者と担任で確認し、特別支援教育コーディネーターが諸機関との連絡、調整を行う。
- (5) 特別支援教育コーディネーターが窓口となり、保護者及び担任と諸機関による話し合い（支援会議）を行い、関係機関からの支援について記入する。

7 「個別の教育支援計画」の様式は？

様式について決められたものはありません。学校独自に作成しているところや市町村教育委員会で作成し地域の学校に配布しているところもあります。岩手県立総合教育センターでも様式を作成し、配布を予定していますので、参考にしてください（平成 24 年度末には様式等を掲載予定）。本書においても様式例を示しています（10～20 ページ）。

様式の記述においては項目をすべて埋める必要はなく、対象となる児童生徒の必要に応じた項目を記入することになります。

「個別の教育支援計画」を活用するためには、設定した期間ごとに評価をし、次年度に引き継ぐことが大切です。

8 子どもや保護者のニーズの把握の仕方は？

子どもと保護者の願いを真摯に受け止め、「個別の教育支援計画」に反映させていくことが大切になります。

子どもの願いについては、直接的あるいは間接的に（普段の言動や友だちとの会話等から）担任がニーズを把握することに努めます。また、子どもが自分の考えを表明できない場合には、保護者から子どもの願いとして聞き取ることになります。担任やその子にかかわっている特別支援教育コーディネーターなどの関係者は、普段の子どもの様子等をもとに、保護者から聞き取った子どもの願いについて保護者との話し合いを重ねながら具体的なものにしていきます。

何よりも、日頃から子どもや保護者との信頼関係を築いておくことが大切になります。

また、保護者が「個別の教育支援計画」の作成について、理解が得られない場合も考えられますが、

支援が必要な子どものニーズを把握し、必要な支援について校内の共通理解のもと指導を行うために校内支援用の「個別の教育支援計画」を作成することが大切です（その際は、関係機関への資料提供は行いません）。併せて、保護者に支援の必要性について理解を得られるようにします。

9 個人情報の取り扱いについて？

保護者や本人は、個人情報が他の人に知られることに不安を感じている方もいます。

学校においては、各自治体が定めている個人情報保護条例によって、個人情報の取り扱いに関して組織的に取り組み、徹底した管理を行います。そのことを保護者と本人に説明し、他機関も同様な取組をしていることを伝え、不安を取り除くようにします。また、「個別の教育支援計画」作成の意義や利用目的の説明と関係者を明確化し、他機関への提供について保護者や本人の同意を得ます。

以下に個人情報の扱いについての基本的な考え方を示します。

<個人情報の収集・利用の基本的な考え>

1 個人情報の収集

- (1) 本人や保護者からの直接収集が原則
- (2) 上記以外の場合は、本人や保護者からの同意が必要

2 個人情報を利用する際の原則

- (1) 目的外利用の原則禁止
- (2) 外部提供の原則禁止

3 個人情報を提供する際の本人や保護者への通知と同意の必要性

4 公務員としての守秘義務

※保護者や本人が知られたくない情報については、無理に記載しなくてもよい。

10 「個別の教育支援計画」の保存期間は？

「個別の教育支援計画」の保存期間については、各自治体や各学校が指導要録の指導に関する記録やその他の個票等の保存期間を参考に適切に定めます。

「個別の教育支援計画」の保管・保存については、作成に参画した保護者や本人の手元にも保管してもらうようにします。学校における「個別の教育支援計画」の保管・保存については、他への漏洩等がないように保管場所を決めておきます。また、コンピューター上に保管する場合においても、特定の場所（フォルダー）に保存しセキュリティーには十分注意をします。例えば、作成作業をしたコンピューターから作業後に記録等を消去し、作成した「個別の教育支援計画」は学校共通の保存用フォルダーに保存する等のルールを決めておくことが必要です。

11 「個別の教育支援計画」の活用の仕方は？

「個別の教育支援計画」の作成をとおして児童生徒を中心とした関係諸機関のネットワークが形成され、本人のニーズに応じて支援に必要な社会的資源が活用できるようになります。学校においては、

長期的な視点に立った学校教育の在り方が明確となり、教育内容の充実につながります。

また、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと移行の際の重要な引き継ぎ資料として、活用されます。

＜関係機関への「個別の教育支援計画」の提供＞

- ・「個別の教育支援計画」を一緒に作成した関係機関については、「個別の教育支援計画」を保管し、支援に役立てます。
- ・新たに支援を求めた関係機関については、「個別の教育支援計画」の提供について保護者に確認をしてから提供し、協力を求めます。
- ・地域の中に支援に必要な機関がない場合には、各教育事務所にいる特別支援教育エリアコーディネーター、又は特別支援学校にいる特別支援教育コーディネーターに連絡をとり、必要な関係機関との橋渡しをお願いします。

＜中学校・高等学校等への「個別の教育支援計画」の提供＞

- ・引継ぎ資料として、入学するときに進学先の学校へ「個別の教育支援計画」を提供します。その際にも保護者から提供の可否について確認します。
- ・提供された学校では、校内の個人情報の管理に係る規定に基づいて「個別の教育支援計画」を保管します。また、子どもにとって新たな環境での生活が始まることから、進学先の学校では必要な支援について検討し、「個別の教育支援計画」を作成します。

12 校内研修を行うためには？

支援が必要な子どもにかかわる担任や特別支援教育コーディネーターだけでなく、校内資源や関係機関などの地域資源を活用し（連携を図り）、共通理解に基づく一貫した支援を行うために「個別の教育支援計画」に対する校内の理解を図ることが必要です。

「個別の教育支援計画」にかかわる研修を行う際には、学校や研修者の実態に応じた研修を実施する必要があります。例えば次のような観点から研修を行います。

- ・「個別の教育支援計画」に基礎的事項や作成の流れについて理解が図られているか。
- ・保護者や関係者との連携の大切さや自分が果たすべき役割について理解が図られているか。
- ・支援が必要な子どものニーズや課題について、校内の共通理解が図られているか。

III 「個別の教育支援計画」 様式例

＜本章の内容＞

様式例 A	個別の教育支援計画（小学校） <ul style="list-style-type: none">・ 個別の教育支援計画フェースシート・ 個別の教育支援計画（関係機関との連携）
様式例 B	個別の教育支援計画（小学校） <ul style="list-style-type: none">・ 個別の教育支援計画
様式例 C	個別の教育支援計画（中学校） <ul style="list-style-type: none">・ 個別の教育支援計画フェースシート・ 個別の教育支援計画（関係機関との連携）

様式例A-1 個別の教育支援計画フェースシート

学校名

記入者		記入年月日	
氏名	[ふりがな]	学年	生年月日
保護者		家族構成	
住所	電話番号	通学形態	
連絡先 電話番号 優先順位①～	保護者勤務先：		電話番号
	：		電話番号
療育手帳	判定	市町村 No.	次の判定 年 月 日
身体障害者手帳	種 級	岩手県 No.	年 月 日交付
主 障 害		病 名	
生 育 歴		医 療 歴	
相 談 歴		教 育 歴	
実 態	〈健康・運動面〉 〈生活面〉 〈学習面〉 〈コミュニケーション面〉 〈社会性・集団行動面〉 〈興味・特性等〉 〈その他〉		

様式例A-1

個別の教育支援計画フェースシート（記入例）

学校名 ○○市立○○小学校（知的障がい特別支援学級）

記入者		○○ ○○	記入年月日		平成 年 月 日
氏名		[ふりがな] △△ △△	学年	4年	生年月日 平成 年 月 日
保護者		△△ ▲▲	家族構成	父、母、弟	
住所		○○市○○町○○番地 電話番号○○—○○○○		通学形態	徒歩 (雨天時車が多い)
連絡先		保護者勤務先：○○会社		電話番号 ○○—○○○○	
電話番号 優先順位①～		① 母 携帯電話： ○○—○○○○ ② 自宅： ○○—○○○○			
療育手帳		B1判定 ○○市町村 No.001 次の判定 年 月 日予定			
身体障害者手帳		種 級 岩手県 No. 年 月 日交付			
主障害		知的障がい	病名	てんかん	
生育歴	8ヵ月早産（体重2000グラム） 始歩： 歳 カ月 始語： 歳 カ月		医療歴	1歳 高熱時にけいれん有り。 3歳 頻繁に発作が起こり、てんかんと診断。	
相談歴	2歳検診で、発達の遅れを指摘される。 保健センターで発達相談。		教育歴	平成 年3月 ●●保育所卒園 年4月 ○○小学校入学 年 月 □□小学校 年に転校	
実態	<p>〈健康・運動面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲れがたまると、発作を起こしやすい。 ・運動は好きだが、足の筋力が弱いので転びやすい。 <p>〈生活面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の様子に気が散り、食事に時間がかかる。 ・時々トイレに行くのを面倒くさがり、下着を汚すことがある。 <p>〈学習面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拾い読みの段階だが、覚えて元気にみんなの音読に合わせて大きな声を出している。 ・具体物やブロックを使って、1桁のたし算やひき算の学習をしている。 ・通常学級の友だちと一緒に音楽の授業に参加し、リズムや身体表現を楽しんでいる。 <p>〈コミュニケーション面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単語で話したり、指差して伝えたりすることが多い。 ・初めての人や大勢の人の前では、声が小さくなったり、話さなくなったりすることがある。 <p>〈社会性・集団行動面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちと一緒に外に出るが、自分の興味あるものでの一人遊びが多い。 ・ルールを理解できないで、かんしゃくを起こすことがある。 <p>〈興味・特性等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぬり絵や本が好き。 ・泣き声や大声に過敏。 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発作が続く時は、保健室に連絡して応急を処置するとともに、保護者に連絡をする。 				

様式例A-2

個別の教育支援計画（関係機関との連携）

氏名		生年月日	
記入者		記入年月日	平成 年 月 日
現在及び将来の生活についての希望			
<本人の希望等> <保護者の希望等> <目指す姿や支援の方針>			
支 援 内 容 ○現在の支援 ●今後プラスしたい支援			
項 目	連絡先・担当者	支 援 内 容	
学校生活			
家庭生活 (地域)			
放課後 休日、余暇			
医療・健康			
市町村福祉			
相談支援			
進 路			
その他			

以上の内容について確認し、計画を支援関係者に開示することに同意します。

平成 年 月 日 氏名（自筆） _____ 印

様式例A-2

個別の教育支援計画（関係機関との連携）（記入例）

氏名	△△ △△	生年月日	平成 年 月 日
記入者	〇〇 〇〇	記入年月日	平成 年 月 日
現在及び将来の生活についての希望			
<p><本人の希望等> バスに乗って、出かけたい。絵を描いたりして、楽しく勉強したい。 絵を描く人になりたい。</p> <p><保護者の希望等> 交流学級とできるだけ多く活動させてほしい。 家から通えて、手先を使う仕事に就かせたい。</p> <p><目指す姿や支援の方針> 絵等の表現意欲を大事に育て、製作や作業にも丁寧に取り組む。校外学習等を活用し、地域や公共の場所に慣れたり、活用できるようにする。</p>			
支 援 内 容 ○現在の支援 ●今後プラスしたい支援			
項 目	連絡先・担当者	支 援 内 容	
学校生活	〇〇小学校 担任 〇〇 〇〇	○排泄の自立への支援をする。 ○クラスや交流学級の友だちを意識させるための支援をする。	
家庭生活 (地域)	父、母 子ども会育成会長 弟の〇〇保育所(園長)	○食事に集中できるような環境を整える。 ●交通機関を利用する経験を積ませる。 ○資源回収や子ども会行事への参加させる。 ○兄弟の支援をする。	
放課後 休日、余暇	〇〇学童保育 担当 (さん) 絵画教室 (先生) 市立図書館 (さん)	○放課後の安全な居場所の準備・確保をする。 ○絵画を通じて、余暇利用の指導を行う。 ○図書利用の仕方や読み聞かせを行う。	
医療・健康	〇〇病院 医師 〇〇 〇〇	○定期通院をさせ、てんかん薬の調整をする。	
市町村福祉	〇〇市福祉課 担当 (さん)	○療育手帳の申請や福祉サービスの利用への助言や支援をする。	
相談支援	児童相談所 臨床心理士	○家庭状況の相談や発達検査等を実施する。	
進 路	〇〇特別支援学校コーディネーター ()	○本人の希望や実態に合った進路先の情報提供等をする。	
その他			

以上の内容について確認し、計画を支援関係者に開示することに同意します。

平成 年 月 日 氏名(自筆) _____ 印 _____

様式例B

個別の教育支援計画

学校名：

担任（ ）		(策定日 年 月 日)		
フリガナ 氏名		性別 男女	生年月日 学年	平成 年 月 日 生 第 学年
住所				連絡先
保護者氏名				
家族構成				
入学前の情報 (障がい名)				
将来の生活・現在の生活についての希望				
<本人の希望> ・ <家族の希望> ・				
実態 (生活や学習の状況)				
必要と思われる支援内容				
関係機関で受けている支援				
	支援機関・担当者	支援内容	支援の記録	
教育				
家庭				
医療				
福祉・地域生活				
その他				
手帳の種類有無	療育手帳 (A ・ B)		身障者手帳 (種 級)	

以上の支援内容と支援関係者に開示することに同意します。

平成 年 月 日

保護者 氏名 _____ 印 _____

様式例B

個別の教育支援計画（記入例）

学校名：〇〇市立△△小学校（通常の学級）

担任（ 〇山 ☆子 ）		（策定日 年 月 日）		
フリガナ 氏名	まるまる 〇〇 まるまる 〇〇	性別 男女	生年月日 学年	平成 14年5月 5日 生 (10歳)
住所	〇市〇町〇〇町1丁目2番		連絡先	0120 97-1924
保護者氏名	〇〇 〇〇		障がい名があれば記入する。	
家族構成	父 母 兄 祖母			
入学前の情報 (障がい名)	〇〇保育園（〇〇市） 担当者 △△△子 ・保育園では活発で元気な子であったが、時々友だちとトラブルがあった。 ・〇〇病院で広汎性発達障がいという診断を受ける。(H 19年4月)			
将来の生活・現在の生活についての希望				
<本人の希望> ・友だちと仲良く遊びたい。		支援が必要と思われるものの中から学習面と生活面の本人の様子を書く。		
<家族の希望> ・勉強が静かにできるようになってほしい。友だちと仲良くしてほしい。				
実態 (生活や学習の状況)	・授業中に気になることがあると離席することがある。 ・休み時間に友だちとけんかになることがある。			
必要と思われる支援内容	・一日のスケジュールを作り見通しを持たせる。 ・集団の活動場面でのルールを守ることができるようにする。 ・指示の出し方を一文一動詞にする。			
関係機関で受けている支援				
	支援機関・担当者	支援内容	支援の記録	
教 育	〇〇小学校 担任 △△先生	生活、学習場面でのルールの提示 離席カードの活用	関係機関との支援会議を実施 児童の行動への対応の仕方について協議した。	
家 庭	主な支援者 母親	スケジュールの確認や持ち物の準備の支援		
医 療	〇〇病院 主治医 □□先生	4週間に一度定期的に通院 朝夕の服薬（〇〇薬）とチェック	授業中の配慮について助言を受けている。	
福祉・地域生活	スイミングスクール (毎週水曜日) 〇〇学童クラブ (月、火、木、金)	担当者 ☆☆先生 礼儀についての指導 遊びを通してルールの大切さを指導	策定後に記録は加筆していく。 学校の担任と共通理解し支援している	
その他	心理検査等の記録も記載する。			
手帳の種類有無	療育手帳（ A ・ B ）		身障者手帳（ 種 級）	

以上の支援内容と支援関係者に開示することに同意します。

平成 年 月 日

保護者 氏名

印

様式例 C-1 個別の教育支援計画（フェイスシート）

学校名： _____ 学校

記入年月日	平成 年 月 日	記入者	
加筆年月日	平成 年 月 日		
加筆年月日	平成 年 月 日		
ふりがな氏名	男・女	生年月日 学 年	平成 年 月 日 学年 1・2・3年
居住地	保護者と同じ その他（ ）		
保 護 者	ふりがな氏名	（ 続柄 ）	
	住 所	〒 岩手県	
	連絡先	自宅電話番号（ ）	
	緊急連絡先	家族構成 及び特筆すべき事柄	
診断名・ 関連する情報 (主治医、通院、 服薬等)	診断名 診断病院 主治医 通院や服薬の状況 等		
療育手帳	有・無 程度〔 A・B 〕	手帳番号〔 〕	交付年月日〔 〕
身体障害者手帳	有・無 程度〔 種 級〕	手帳番号〔第 号〕	交付年月日〔 〕
精神障害者 保健福祉手帳	有・無 程度〔 級 〕	手帳番号〔 〕	交付年月日〔 〕
諸検査の結果	最新の情報を 検査名 検査結果 検査実施年月日、検査者名		
生 育 歴	胎生期 出産期 乳幼児期の様子		相 談 ・ 教 育 歴
		幼稚園・保育所・学校などの 通園・通学についての 記録を記述する。	

様式例 C-1 個別の教育支援計画（フェイスシート）（記入例）

学校名：〇〇市立△△中学校（知的障がい特別支援学級）

記入年月日	平成〇年 5 月 1 5 日	記入者	担任	×× ××
加筆年月日	平成△年 4 月 1 5 日		担任	×× ××
加筆年月日	平成 年 月 日		担任	
ふりがな氏名	まる まる まる まる 〇 〇 〇 〇 男・女	生年月日 学 年	平成〇年△月△〇日 学年 ①・②・3年	
居住地	保護者と同じ その他（ ）			
保 護 者	ふりがな氏名	まるまるまるまる 〇〇〇〇 （母）		
	住 所	〒006-0000 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	連絡先	自宅電話番号 (000) 00-0000 緊急連絡先 母携帯 090-000-0000		
	家族状況	母 祖父 祖母 兄 祖父には介護が必要		
診断名・ 関連する情報 (主治医、通院、 服薬等)	自閉症 平成〇年〇〇病院で診断 主治医 〇〇医師 半年に1回通院 てんかん 〇〇病院通院 主治医 〇〇医師 2ヶ月に1回通院 服薬あり〔朝・昼・夕食後〕 服薬で発作はほぼ治まっている			
療育手帳	④・無 程度〔A・⑤〕 手帳番号〔〇〇市第777号〕 交付年月日〔H16・〇・10〕			
身体障害者手帳	有・⑤ 程度〔種 級〕 手帳番号〔第 号〕 交付年月日〔 〕			
精神障害者 保健福祉手帳	有・⑤ 程度〔 級 〕 手帳番号〔 〕 交付年月日〔 〕			
諸検査の結果	WISC-Ⅲ知能検査 田中ビネー知能検査V S-M社会生活能力検査 VIQ〇〇 MA 〇-〇 SA 〇-〇 PIQ〇〇 IQ 〇〇 SQ 〇 FIQ〇〇 (H19.7.28 〇児相) (H18.9.28 ××) (H18.8.10 南光病院)			
生 育 歴	胎生期：異常なし 出産期：異常なし 乳幼児期：発達の遅れ 運動発達は正常 多動	相 談 ・ 教 育 歴	H〇・4 〇〇親子教室通園 H〇・4 〇〇幼稚園入園 H〇・4 〇〇市立〇〇小学校入学（特学） H〇・4 〇〇市立△△中学校入学	

様式例 C-2 個別の教育支援計画（関係機関との連携）

基本的には3年使用。
手書きでの加筆・削除可。
大きな変更がある場合には書き替える。

ふりがな 氏名	男・女	記入者（			
		生年月日	平成	年	月 日
		学 年	学部 1 2 3 年		
現在の生活・将来の生活についての願い					
本人	こうなりたい、〇〇の勉強をしたい等。 本人が難しい場合は空欄でよい。		保 護 者	学校生活だけでなく広く地域での生活の中での、本人や学校・地域に対しての願いを具体的に記入する。	
	必要と思われる支援				
関 連 機 関 で の 具 体 的 支 援					
家庭生活	学校生活	余暇・地域生活	医療・健康	福 祉 等	
機関名 電話番号 担当者名 支援内容 を記入する。					
備考			関係機関との連携を進めるために、署名捺印していただく。実際に開示する際にも、保護者に確認をする。		

以上の内容を確認し、計画を支援関係者に開示することに同意します。

前年度と同じ内容であっても、年度始めに確認し署名捺印していただく。

	保護者氏名	印
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

様式例C-2 個別の教育支援計画（関係機関との連携）（記入例）

ふりがな 氏名	まる 〇 〇 〇 〇				男・女	記入者（担任 × × × ×）	
	〇 〇		〇 〇			生年月日	平成〇年△月△〇日
				学 年	学年 ① ② 3年		
現在の生活・将来の生活についての願い							
本人	<ul style="list-style-type: none"> ・友達がたくさんほしい。 ・もっと漢字が書けるようになりたい。 			保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には自宅からの通所施設を希望。 ・情緒が安定し、いろいろな活動に意欲的に取り組めるようになってほしい。 ・土日や長期休暇の活動場所がほしい。 		
	必要と思われる支援						
<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理や定期的なリハビリにより健康を保持していくこと。 ・身辺処理面の向上を図る。 ・見通しをもつ力、表現伝達の力を伸ばし、情緒の安定を図る。 ・作業学習や校内・現場実習等で働く意識を高めていく。 ・生活や人間関係を豊かにしていく余暇活動をいくつか試す。 ・利用機関との支援会議による、本人の理解と具体的支援の共通理解を図る。 							
関 連 機 関 で の 具 体 的 支 援							
家庭生活		学校生活		余暇・地域生活		医療・健康	福祉等
母、祖母 000-00-0000 <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの調整 ・肥満の防止 ・生活経験の拡大 		〇〇市立〇中学校 000-00-0000 担任：〇〇〇 <ul style="list-style-type: none"> ・活動の見通し ・自己コントロール力の向上 ・意欲の向上 ・興味関心や経験の拡大 		母親 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事の参加 ・兄弟のスポ少の大会 		岩手県立〇〇病院 000-00-0000 主治医：〇〇医師 <ul style="list-style-type: none"> ・定期通院による療育相談 	〇〇市地域福祉課 000-00-0000 △△町福祉課 000-00-0000 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用の相談、手続き 〇△学園 000-00-0000 <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ利用による長期休暇中の生活の充実
備考							

以上の内容を確認し、計画を支援関係者に開示することに同意します。

	保護者氏名	印
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

IV 校内研修の参考（例）

＜本章の内容＞

- 1 P A T Hを用いた保護者との連携のための研修
(PATH: Planning Alternative Tomorrow with Hope 希望に満ちたもう一つの未来の計画)
- 2 「個別の教育支援計画」の基本内容についての理解に関する研修

＜研修について＞

支援が必要な子どもにかかわる担任や特別支援教育コーディネーターだけでなく、校内資源や関係機関などの地域資源を活用し（連携を図り）、共通理解に基づく一貫した支援を行うために「個別の教育支援計画」に対する校内の理解を図ることが必要です。

「個別の教育支援計画」にかかわる研修を行う際には、学校や研修者の実態に応じた研修を実施する必要があります。例えば次のような観点から研修を行います。

- ・「個別の教育支援計画」に基礎的事項や作成の流れについて理解が図られているか。
- ・保護者や関係者との連携の大切さや自分が果たすべき役割について理解が図られているか。
- ・支援が必要な子どものニーズや課題について、校内の共通理解が図られているか。

1 PATH を用いた保護者との連携のための研修

1 目的

障がい者本人や保護者、関係者が一堂に会して、その人の夢や希望に基づきゴールを設定して、ゴールを達成するために自分ができることを確認し連携を図るための考え方や方法を学ぶ。

2 実施方法（演習時間：1時間30分～2時間）

事前に PATH 記録シート（本書 24 ページ参照）を模造紙で作っておき、下記の手順に従って参加者全員がゴールを目指して話し合い、シートに記録します。

研修では、参加者が保護者や福祉関係者などに扮して役割分担し、それぞれの立場から必要な支援を考え連携の在り方について学びます。

3 実施手順

(1) 用意するもの

- ・模造紙（各グループ1枚）、色マジックペン、ホワイトボード又は黒板（発表用）

(2) 手順

ア 事例を提供する人を事前に決めておく

※現在、対象となる児童生徒を担任している、又は担当していた先生等

イ 3～4人程度にグループ分けを行う

ウ その子のことをイメージする（事例提供者から対象児童生徒の情報を提供する）

※どんな子だろうか？ 何が好きなのか？ 誰が好きなのか？ 得意なことや苦手なことは？ その子のもっている力と力の弱さは何か？ 等についてイメージするために必要な情報を得る。

エ グループ内での役割を決める

※本人、担任、保護者、特別支援教育コーディネーター、施設職員、学生など

オ PATHにトライ

ステップ1：幸せの一番星（夢や希望について語る）

※ポイント1：例えば、結婚を夢として掲げた場合、その意味するところを討論することが大切になります。結婚＝幸せとなるか、もっと深くその意味を掘り下げることが必要になります。その中には、お互いを理解し合えるパートナーを得ること、あるいは、家庭をもつことが含まれるかもしれません。そのような本人の思いを理解した

上で、的確な表現に直したり、理解し合った結果として結婚という言葉をも夢として使うことが重要です

※ポイント2：ブレイン・ストーミングと同様に思ったことを語り合うことが大切です。あれもこれもできないという発想ではなく、現在かなわないことでも障がい観や障がい者施策、テクノロジーの進歩で数年の内に急激に変わりうることを理解して進めます。

※ポイント3：言葉に含まれている意味を考えることが大切です。野球が好きな子どもの思いは、プロ野球選手になることではなく、野球に関わって仕事をしたり、趣味で関わったりしていたいということも含まれ、そのどちらも夢の実現には代わりありません。

ステップ2：ゴールを設定する・感じる

※PATHのゴールは、通常1～3年後の姿を描きますが、研修で児童を取り上げる場合は、青年期（20歳前後）まで期間を延ばして、取り組むことも考えられます。

ステップ3：今に根ざすこと（どこに私／私たちはいるのか）

※現在の年月日を記入します

※現在の状況とそれをどのように感じているかを記入します。

※ゴールに比較して今がどのような状況にあるのか話し合います。

ステップ4：夢を実現するために誰を必要とするか

※夢を叶えるために必要な関係者（機関）の名前を上げます。

ステップ5：必要な力（どんな力を増したらいいか）

※夢を実現するためにどんな力を伸ばしたいか、身に付けさせたいかを話し合います。

ステップ6：近い将来の行動を図示する

※近い将来の年月日を記入します。

※その時にどのくらいのことが可能になっているか話し合います。

ステップ7：はじめの一步を踏み出す

※参加したメンバーがそれぞれが家に帰ったときにまず何をしなければならないかを考え、記録します。母親役の人は、母親として、子ども役の人は、子どもとして何をしなければならないかを考えます。

カ 発表（グループ内で話し合ったことを発表し合い、協議したことなどを共有する）

障がいのある子の PATH を考えよう

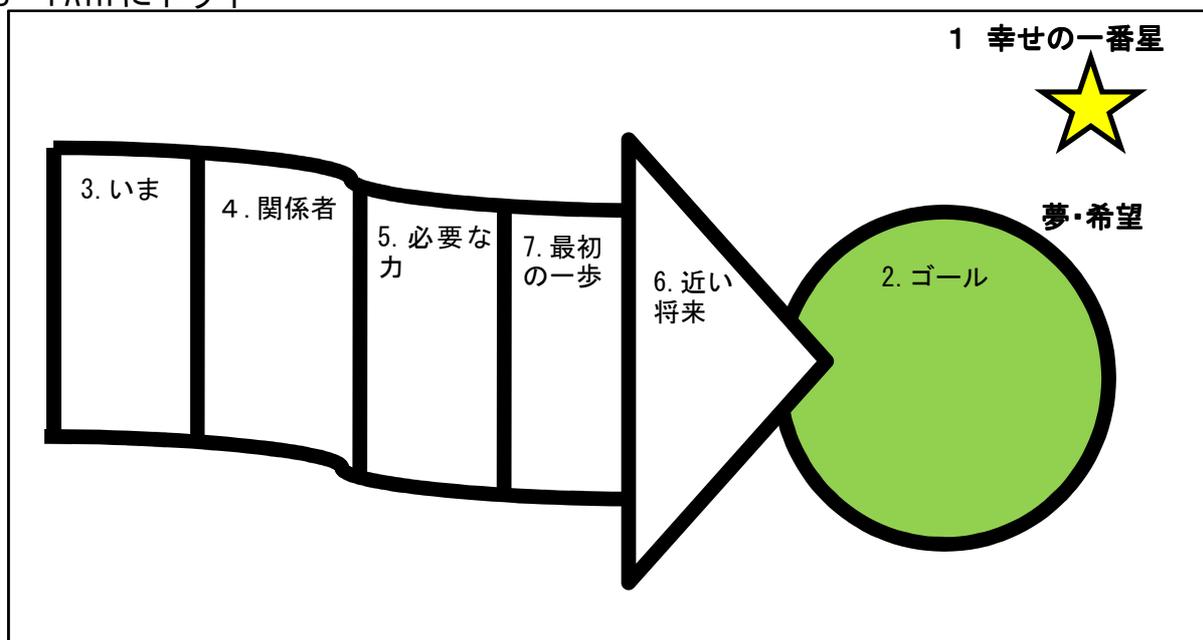
1 その子のことをイメージする（事例提供者から対象児童生徒の情報を提供する）

どんな子だろうか？ 何が好きなのか？ 誰が好きなのか？ 得意なことや苦手なことは？ その子のもっている力と力の弱さは何か？ 等についてイメージするために必要な情報を得る。

2 グループ内での役割を決める

本人、担任、保護者、特別支援教育コーディネーター、施設職員、学生、ボランティアなど

3 PATH にトライ



PATH記録シート

4 ステップ

ステップ1：幸せの一番星（夢や希望について語る）

ステップ2：ゴールを設定する・感じる

ステップ3：今に根ざすこと（どこに私／私たちはいるのか）

ステップ4：夢を実現するために誰を必要とするか

ステップ5：必要な力（どんな力を増したらいいか）

ステップ6：近い将来の行動を図示する

ステップ7：はじめの一步を踏み出す

5 発表（グループ内で話し合ったことを発表し合い、協議したことなどを共有する）

2 「個別の教育支援計画」の基本内容についての理解に関する研修

1 目的

「個別の教育支援計画」の基礎的事項について理解を深めるとともに、作成するための基本について研修する。

2 実施方法

各教育事務所指導主事及び特別支援教育エリアコーディネーター、特別支援学校の副校長や特別支援教育コーディネーター等が講師となり、講義及び演習形式で研修を行う。

3 実施手順（研修時間 1 時間 30 分～2 時間）

主な内容	留意事項
1 講義 ○ 個別の教育支援計画についての基本的事項の理解 ・作成する意義 ・対象とする児童生徒 ・作成の基本的流れ ・作成に関する配慮事項 ・個別の指導計画との関連 等	・「個別の教育支援計画」の基本的事項について本書等を参考にして、説明を行う。 ・特別支援学校で用いている個別の教育支援計画の実際について説明する（特別支援学校関係者の場合）。
2 演習 ○ 本資料の様式を用いて対象児童生徒の個別の教育支援計画を作成する ・3～4人のグループに分かれる ・事例提供者から事例を提供する ・個別の教育支援計画を作成する ・全体発表	・事例提供者をあらかじめ決めておく。 ・情報収集のための質疑応答の時間を設定する。 ・情報の整理と課題を付箋に書き出し、グループ協議の時に用いるよう伝える。
3 質疑	
4 まとめ	・「個別の教育支援計画」は、保護者との連携や関係機関、幼・小・中・高等学校との支援の引き継ぎ等に役立つ道具（ツール）であることを伝える。

V 参考資料

- 1 発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）
平成 17 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長及び文部科学省高等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知
- 2 特別支援教育の推進について（通知）
平成 19 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長通知

17文科初第211号
平成17年4月1日

各 都 道 県 知 事	殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長	
各 国 公 私 立 学 長	
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長	
独 立 行 政 法 人 国 立 特 殊 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長	

文部科学省初等中等教育局長

錢 谷 眞 美

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

石 川 明

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

素 川 富 司

(印影印刷)

発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）

「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）、「発達障害者支援法施行令」（平成17年政令第150号）及び「発達障害者支援法施行規則」（平成17年厚生労

働省令第 81 号) の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」(平成 17 年 4 月 1 日付け文科初第 16 号・厚生労働省発障第 0401008 号) をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

第 1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-89)」及び「小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-98)」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症及びアスペルガー症候群(以下「LD等」という。)の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

2 発達障害の早期発見

市町村教育委員会は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に充分留意するとともに、発達障害の疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的又は心理的判断がなされるよう、また、就学後に適切な教育的支援を受けられるよう必要な措置をとること。

なお、その際には、関係部局や関係機関との緊密な連携の下、必要に応じ、専門家等の協力を得ること。

第 2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1 学校における発達障害のある幼児児童生徒への支援

(1) 文部科学省としては、平成19年度までを目途に、全ての小学校等の通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指し、各都道府県への委託事業を通じ、次のような取組を進めることとしていること。

また、平成17年度においては、幼稚園及び高等学校についても、一貫した支援体制の整備を推進するため、同様の取組を進めていること。

なお、教育委員会及び学校において支援体制の整備をする際には、平成16年1月に文部科学省が作成した「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を参考にされたい。

① 教育委員会における専門家チームの設置及び巡回相談の実施

都道府県及び指定都市教育委員会において、LD等か否かの判断や望ましい教育的対応について、専門的な意見等を小学校等に提示する専門家チームを設置すること。また、小学校等を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談を実施すること。

② 小学校等における校内の体制整備

小学校等においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立するため、LD等の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置するとともに、関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口、校内委員会の推進役としてのコーディネーター的な役割を担う教員(以下「特別支援教育コーディネーター」という。)を指名し、これらを校務分掌に明確に位置付けること。

③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

2 就労の支援

都道府県及び教育委員会は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じること。

3 発達障害のある児童生徒の権利擁護

教育委員会及び学校においては、個人情報漏洩したり差別的な取り扱いがなされたりすることがないよう発達障害のある児童生徒等の権利擁護に十分配慮して、適切な教育的支援、支援体制の整備等を行うとともに、保護者及び児童生徒等に対して、発達障害に関する理解を深めるために、必要な普及啓発を行うこと。

4 関係部局との連携

LD等の幼児児童生徒の支援体制の整備に当たっては、都道府県及び教育委員会においては、学校と地域の関係機関との連携協力による支援体制の整備を推進するため、広域又は地域の特別支援連携協議会の設置を通じ、医療、保健、福祉、労働等の関係部局とのネットワークを構築すること。

5 大学及び高等専門学校における教育上の配慮

発達障害のある学生に対し、障害の状況に応じて、例えば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行うこと。

第3 発達障害に関する専門性の向上について

1 教員の専門性の向上

(1) 大学における教員養成について盲・聾・養護学校、小学校並びに幼稚園及び高等学校の教員養成課程において、発達障害に関する内容も含めて取扱うこととするよう、その充実に努めること。

(2) 各都道府県教育委員会においては、平成19年度までを目途に、すべての小学校等において特別支援教育コーディネーターの指名がなされるよう、研修を計画的に実施する必要があること。併せて、小学校等の教員に対して、発達障害に関する普及啓発を行うとともに、指導力の向上を図るための研修を実施すること。

その際、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、各都道府県

において特別支援教育コーディネーター養成又はLD等の指導について指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を養成するための研修を実施していること、また、平成17年度からは、新たに各都道府県における自閉症の幼児児童生徒の教育に指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を対象に「自閉症教育推進指導者講習会」を実施することとしていることに留意されたい。

2 発達障害に関する調査研究

独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、発達障害に関する主な研究として、次に掲げる研究を実施しており、その成果をまとめているため、活用されたいこと。

- (1) 「小・中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15年度～17年度)

小・中学校に在籍するLD等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導内容や方法の在り方について研究を実施していること。その成果として「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」が平成17年3月に作成されたこと。

- (2) 「養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究」(平成15年度～17年度)

知的障害養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた指導内容や指導法について研究を実施していること。その成果として「自閉症教育実践ガイドブック」が平成16年6月に作成されたこと。

- (3) 「軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究」(平成14年度～16年度)

高等教育機関における、知的障害や学習障害等のある学生の学習困難の状態や実際の支援内容・方法について、その状況を明らかにするとともに、適切な支援内容・方法の在り方について検討したこと。その成果として「発達障害のある学生支援ガイドブック」が平成17年3月に作成されたこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
電話：03-5253-4111(代表)内線2433
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

19文科初第125号

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長

銭谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあつては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要

な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外

での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を終了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談を受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特

別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーを配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学

先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担ってお

り、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路志望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課（古川、富田、吉原）
TEL：03-5253-4111（内線 3192）
03-6734-3192（直通）

(別紙)

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記の通りである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初頭中等教育局長通知)
- ・「学校教育法の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubctu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

VI 参考・引用文献

- 全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置校長会 「小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用 一人一人のニーズに応じた支援のために」（平成 19 年 4 月 ジアース教育新社）
- 東京都教職員研修センター 「個別の教育支援計画研修会資料」（平成 17 年）
- 長野県教育委員会 「特別支援教育シリーズ 2 一人にひかり みんなのかがやき」（平成 20 年）
- 千川 隆 「教師の連携・協力を促すグループワークーPATH の技法を試みの紹介ー」
(平成 14 年 8 月 熊本大学教育学部)
- 岩手県立釜石祥雲支援学校 「個別の教育支援計画の取り組みにあたって」

「個別の教育支援計画」の作成と活用

ー支援が必要なすべての子どもたちの「健やかな成長」のためにー

発行日 平成 24 年 8 月

発行者 岩手県教育委員会事務局学校教育室

連絡先 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-651-3111（代表） 019-629-6143（直通）